

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則別表第四の二の規定により厚生労働大臣が指定する医療機器の一部を改正する件

○厚生労働省告示第三百十六号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）別表第四の二第六号の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則別表第四の二の規定により厚生労働大臣が指定する医療機器（令和三年厚生労働省告示第四十四号）の一部を次の表のように改正する。

令和四年十月十一日

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

<p>改正後</p>	<p>別表第一 一～三十三 (略) 三十四 (略) 三十五 家庭用遠赤外線血行促進用衣 三十六 (略) 三十七～四十六 (略)</p>
<p>改正前</p>	<p>別表第一 一～三十三 (略) 三十四 家庭用膿洗淨スポンジ (新設) 三十五 義歯床安定用糊材_こ 三十六～四十五 (略)</p>